

(別 紙)

公益社団法人日本海員掖済会 一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日まで（5年間）

2. 目 標

- (1) 計画期間中の各年度における男性の育児休業取得率を60%以上に引き上げることを目指す。
- (2) 計画期間中の各年度における施設別の職員一人当たりの法定時間外労働（1か月平均）について、計画前年度比（R6年度比）10%以上の削減を目指す。

3. 策定の経緯

- (1) 令和4年4月に施行された改正育児・介護休業法によって、男性の育児休業取得が更に推進され、令和6年度における法人全体の男性の育児休業取得率は50%を上回った。本計画期間では取得率の更なる向上を目指す。
- (2) 医師の働き方改革やそれに伴うタスクシフト等により、徐々に時間外労働の分散が進んでいるが、施設全体で人員配置の見直しや業務の効率化を図ることにより、全体的な時間外労働の削減を目指す。

4. 目標を達成するための方策

- (1) 令和7年6月～
 - ・引き続き、対象者となる男性職員に対して育児休業や育児休業給付といった諸制度の周知を行う。
 - ・必要に応じて、育児休業に関する規程の整備を行う。
- (2) 令和7年6月～
 - ・各施設において引き続き人員配置や業務分担の見直し、業務の効率化といった取り組みを行う。

以 上